

「障害」「障がい」表記混在の理解を通して見る医療福祉教育の展開

沖縄キリスト教学院大学・同大学院異文化コミュニケーション学研究科 近藤功行

[はじめに]

平成 22(2010)年 11 月、内閣府により「障害」に関する用語は、定款また学術用語における記載と同様になることで決着をみた。しかし、最近、役所の窓口名称に現れる「障害」用語の表記を調べても、「障害」と「障がい」の混在が確認される。また、学生の理解からは、逆に、「障害」にはなっていない。こうしたことから、自治体における現状また地元紙を通して見た視点を取り上げ、医療福祉教育に活かす視点を模索する。

[方法]

(1) 「「障害」「障がい」」記載の基礎的なデータを構築するため、インターネット検索から、各自治体のHPを閲覧し、全国/沖縄の現状を調べる。また、経緯などを知る情報を得るため、担当部課とのメールやりとりも行った。(2) 「沖縄タイムス」を元に、2017年5月から2020年12月31日分までの新聞紙面全てに目を通し「障害表記用語」の有無を調べ、動向を探る。

[結果及び考察]

(1) 「「障害」「障がい」」記載：全国の行政が、「「障害」「障がい」」、どちらの記載で課名に取り込んでいるのかを県庁・市役所のフロア案内を元に調べた内容は、次の表1の通りである。

表1 全国都道府県庁及び県庁所在地の都市の市役所における「「障害」「障がい」」記載

[1] (A)と(B)＝「障害」	宮城県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・富山県・石川県・静岡県・愛知県・滋賀県・京都府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・長崎県・大分県・鹿児島県	19 (=1府18県)	40%
[2] (A)と(B)＝「障がい」	北海道・岩手県・山形県・福島県・福井県・三重県・大阪府・鳥取県・島根県・愛媛県・福岡県・熊本県・宮崎県	13 (=1道1府11県)	28%
[3] (A)と(B)＝相違	青森県・秋田県・栃木県・東京都・新潟県・山梨県・岐阜県・奈良県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・沖縄県	15 (1都)	32%
(このうち、			
県庁が「害」で、県庁所在地の市役所が「がい」	青森県・秋田県・栃木県・東京都・新潟県・山梨県・岐阜県・奈良県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・沖縄県	13 (1都12県)	89%
県庁が「がい」で、県庁所在地の市役所が「害」	長野県・徳島県	2 (2県)	11%

2020年3月(近藤功行：調べ)

表1からは、(1)「(A)と(B)＝「障害」」となっている自治体の数は、19(40%)、(2)「(A)と(B)＝「障がい」」となっている自治体の数は、13(28%)、(3)「(A)と(B)＝相違」になっている自治体の数は、15(32%)、となった。また、この「(A)と(B)＝相違」になっている自治体のうち、県庁が「害」記載で、県庁所在地の市役所が「がい」記載となっている自治体は、13(1都12県)89%。県庁が「がい」記載で、県庁所在地の市役所が「害」記載となっている自治体は、2(2県)11%、となった。該当している自治体名は、表中で示している。表1の現状データを見ると、東海エリアより西の自治体で、「障がい」記載の課が多く観察できる。

次に、表2は、東京都の場合、道府県庁所在地にあたる都市は、新宿区であるが、23区における記載をみることにする(表2)。ここでは、「(A)と(B)＝「障がい」」記載の区役所は、3(13%)。渋谷区・板橋区・足立区役所、が該当した。その他の区役所は、全て、「(A)と(B)＝「障害」」記載となっていて、「(A)と(B)＝相違」記載の区役所はなかった。

表2 東京23区における「障害」「障がい」記載

[1] (A)と(B)＝「障害」	20(87%)
[2] (A)と(B)＝「障がい」 渋谷区・板橋区・足立区	3(13%)
[3] (A)と(B)＝相違	0(0%)

2020年3月(近藤功行：調べ)

記載の課が複数ある行政機関：複数の「「障害」「障がい」」記載の「課」が存在している行政機関について述べる。まず、都道府県庁では、5県の県庁で2つの課を設置していた。都道府県庁がある所在地の市役所では、8市で設置がみられた。県庁と県庁所在地の市役所両方で、この設置がみられたのは、千葉県・千葉市役所、静岡県・静岡市役所、この2つであった。また、愛知県庁・徳島県庁では、「課」に加え、「室」も設けているが、ここはカウント対象から外している。こうした2つ以上の「課」の設置における名称記載では、「障害」が圧倒的で、「障がい」で複数の課を設置しているのは、仙台市役所のみであった。「障害」記載の課を3課持つ市役所は、福岡市役所であった。なお、また、東京23区区役所では、2課以上を持つ区役所は、5つあった。そのうち、3課持つ区役所は、世田谷区役所であった。B. 「障害」「障がい」記載の課がない自治体：「「障害」「障がい」」記載の課がない自治体も、ある。東京都の場合、「障害者スポーツ課」は、パラリンピック部に設置されているが、他道府県のような設置をみていない。京都市役所も同様である。東京都庁と京都府庁では、「課」の設置でない行政対応を取り対応していること、「「障害」「障がい」」記載の課が2つ以上ある都道府県庁、都道府県庁庁舎がある都市の市役所、東京23区の区役所、合計16となった。うち、3つの課があるのは、世田谷区役所・福岡市役所であった。県庁と県庁舎がある都市の市役所、そのどちらも2課で対応しているのは、千葉県庁・千葉市役所、静岡県庁・静岡市役所、この2つであった。「「障害」「障がい」」記載の課を2課以上持っている16のうち、「障がい」記載となっているのは、仙台市役所のみ、他は「障害」記載であった。そのため、「障がい」記載については、「障害」から後で出た記載と考えられるが、福祉行政への取り組みを推測すると必ずしも、「障がい」記載が上回っている訳ではないことがここからは、読み取れる。(3) 「「障害」「障がい」」記載の課の設置階：作業を通して、「「障害」「障がい」」担当課が「1階」で多くみられるのではないかと感じた。そのため、設置階数も併せて記載を試みた。

次に、表3は、地元紙にみる障害記載の状況である。沖縄タイムス調べからは、その結果を「(障害表記用語を含む新聞の発刊)日数」と数え、まず【0】と表す。次に、新聞紙面に記載された見出し及び図表のみを全て調べ見出した語「障害」の数を数えた結果を、「障害(の語数)」と数え、【1】と表す。同様に「障がい」に対して、「障がい(の語数)」と数え、【2】と表す。「障害表記用語」が新聞記事中に記載されていても、その記事の見出しまたは図表にない数を、「なし」と数え、【3】と表す。【3】の中で、記事に記載された語「障害」の数を数えた結果を、「(記事)中・障害(の語数)」と数え、【4】と表す。同様に「障がい」に対して、「(記事)中・障がい(の語数)」と数え、【5】と表す。ここで【1】の数に【4】の数を足した結果は、新聞紙面に記載された語「障害」の「障害・(総)数」を表し、【1】+【4】と表す。同様に、新聞紙面に記載された語「障がい」の「障がい・(総)数」は【2】+【5】と表す。

表3 『沖縄タイムス』紙の縦横の見出しにみる「障害」「障がい」記載(近藤功行：調べ)

年	日数 【0】	障害 【1】	障がい 【2】	なし 【3】	中・障害 【4】	中・障がい 【5】	障害・数 【1】+【4】	障がい・数 【2】+【5】
2017	66	19	53	6	14	1	33	54
2018	188	39	142	49	90	16	129	158
2019	216	79	149	48	39	23	118	172
2020	201	48	114	67	77	40	125	154
合計	671	185	458	170	220	80	405	538

[おわりに] 市役所名と庁舎案内のホームページ検索では、「「障害」「障がい」」記載の課名とその課が何階にあるのかをチェックした。当方からの問い合わせで「障害福祉課」から「福祉総務課」へ課名変更となった愛知県刈谷市役所からは、その経緯をメールで頂いた。こうしたやりとりの蓄積もある。沖縄タイムス紙の分析からは、新聞社の読者対応がうかがえる。これまで、内閣府が「障害」で決着をつけたにも関わらず、社会の現状はその理解がない。教育面でもどう学生にこの側面を伝授すべきか、そこを検討したい。